

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案 新旧対照条文

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

		改 正 案	現 行
		<p>第二百六十条の二 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。</p> <p>② ⑯ ⑫ （略）</p> <p>⑬ 認可地縁団体は、第十項の告示があるまでは、認可地縁団体となつたこと及び同項の規定に基づいて告示された事項をもつて第三者に対抗することができない。</p> <p>⑭ ⑯ ⑰ （略）</p>	<p>第二百六十条の二 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。</p> <p>② ⑯ ⑫ （略）</p> <p>⑬ 認可地縁団体は、第十項の告示があるまでは、認可地縁団体となつたこと及び第十項の規定に基づいて告示された事項をもつて第三者に対抗することができない。</p> <p>⑭ ⑯ ⑰ （略）</p>
		<p>別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）</p> <p>備考 （略）</p>	<p>別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）</p> <p>備考 （略）</p>
	法 律 事 務		
	（略） （略）		
	法 律 事 務		
	（略） （略）		

			(削る)
			(削る)
			(削る)

			建築士法（昭和二十一 五年法律第二百二号）
			第十条の三及び第十五条の七の規定により都道府県が処理することとされている事務

公衆の閲覧に関する事務に係る部分に限る。
の規定により都道府県が処理することとさ
れている事務

(略)	積立式宅地建物販売業法（昭和四十六年法律第百十一号）	(略)	(略)
(略)	第十二条、第十三条及び第十六条の規定により都道府県が処理することとされている事務（国土交通大臣の許可を受けた積立式宅地建物販売業者に係る積立式宅地建物販売業者名簿の備付け、登載、閲覧、訂正及び消除に関するものに限る。）	(略)	(略)

(略)	積立式宅地建物販売業法（昭和四十六年法律第百十一号）	(略)	(略)
(略)	第十二条、第十三条、第十六条及び第五十四条の二の規定により都道府県が処理することとされている事務（第十二条、第十三条及び第十六条の規定により処理することとされているものについては、国土交通大臣の許可を受けた積立式宅地建物販売業者に係る積立式宅地建物販売業者名簿の備付け、登載、閲覧、訂正及び消除に関するものに限る。）	(略)	(略)